

◎開会の宣告

(午前 10 時 00 分)

○議長（佐藤孝義君） おはようございます。

定足数に達しましたので直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第 84 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 日程第 1、議案第 84 号 令和 6 年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長兼朝日診療所事務長（吉津瑞穂君） それでは、議案第 84 号 令和 6 年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正ということで、既定の予算の総額にそれぞれ 45 万 2,000 円を追加し、歳入歳出それぞれを 4 億 6,939 万 9,000 円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、補正後の金額については第 1 表 歳入歳出予算補正に定めるものでございます。

1 ページ目、第 1 表 歳入歳出予算補正ということで繰入金が計上されてございます。

2 ページまいりまして歳出でございます。こちら総務費から予備費まで合計で 45 万 2,000 円の増となっております。

5 ページ目から説明を申し上げます。

歳入。繰入金、一般会計繰入金ということで、額の確定に伴う補正となっております。こちら先日の一般会計での説明にもございましたように、詳細についての説明は記載のとおりでございます。

6 ページまいりまして歳出です。

総務費、総務管理費の連合会負担金でございます。こちらにつきましては産前産後の負担金の交付申請の方法が変更になったことによりまして国保のシステム改修がございました。これに伴う連合会への負担金の増額ということになってございます。

続いて、国民健康保険事業の納付金。医療給付分から、7 ページまいりまして介護納付分

でございますけれども、こちらにつきましては財源の振替となっております。

7 ページ中段の諸支出金、償還金及び賦課加算金でございますけれども、こちらは令和 5 年度の実績に基づきまして保険給付費の交付金の返還分でございます。

予備費で調整をさせていただいております。

説明は以上です。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第 8 4 号 令和 6 年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 8 4 号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第 8 5 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 続いて、日程第 2、議案第 8 5 号 令和 6 年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

朝日診療所事務長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長兼朝日診療所事務長（吉津瑞穂君） それでは、議案第85号 令和6年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正ということで、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ900万7,000円を減額し、総額をそれぞれ4億5,641万9,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、補正後の金額については第1表 歳入歳出予算補正に定めてございます。

ページおめくりいただきまして、1ページ目。こちら第1表 歳入歳出予算補正でございます。歳入につきましては診療収入と繰入金ということで900万7,000円の減でございます。

2ページまいりまして歳出です。こちら診療所費と予備費で合わせて同額900万7,000円の減となっております。

5ページ目から説明申し上げます。

歳入でございます。

診療収入の入院収入です。目が国民健康保険診療報酬収入から、標準負担額収入まで、こちらは入院の休止に伴う減となっております。

中段の診療収入。その他の診療収入ということで諸検査収入。こちらは新型コロナのワクチンの接種分ということで増額を計上してございます。

下段、繰入金でございます。基金からの繰入金ということで、入院休止に伴う収入の減につきまして運営基金のほうから繰入の増ということで計上させていただきました。

6ページにまいりまして歳出でございます。

診療所費、総務費の一般管理費につきましては、こちらは人事異動に伴う人件費の減でございます。

下段の診療所費、医業費、医科管理費でございますけれども、給料から共済費につきましては、給与改定によるものもございすけれども、減額の大きな理由としましては医師2名の退職によるものでございます。7ページまいりまして旅費でございます。旅費につきましては常勤医師及び非常勤医師の通勤等に伴う旅費の計上ということで、11月から常勤の先生、1名増えましたので、その分の増額と、あと今後の非常勤医師の旅費が不足することが見込まれますので増額の補正とさせていただきました。委託料につきましても常勤医師及び

非常勤医師の委託料に不足が見込まれますので増額となっております。使用料及び賃借料につきましては非常勤の先生方、主にですけれども、冬場、タクシーでの送迎をしてございます。この後、使用頻度が増えるということが見込まれますので増額の補正とさせていただきます。

続きまして、6目の歯科管理費でございます。こちらは給料から共済費まで、給与改定に伴う補正となっております。

8ページにまいりまして予備費で調整をさせていただきました。

9ページ以降は給与費明細となっておりますのでご覧いただければと思います。

説明は以上です。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、矢沢明伸君。

○9番（矢沢明伸君） 2点ほど、町長のほうにお伺いします。

1点目は、今回、この補正で診療収入4,700万円ほどの減ということで、いわゆる入院の休止の減ということで、大変大きな収入が減額となっております。以前から、入院の制限等ありまして、昨年度の決算ベースでも7,700万円の予算のところ、決算で5,800万円ほど。で、決算ベースで見ますと、今回の補正後の数字ですと約3,000万、減収になるというふうな状況です。今回、入院収入の2,800万は7月までの入院収入かなという感じを見ておりますが、今回、入院が全て休止となった中で、今後の収入の一番核となる部分がなくなるわけです。で、繰入金として2,300万という大きな金額が運営のために繰入をするということになりますと、今後、いわゆる当初予算、来年度の算定する中でも入院の休止が本当に大きなウェイトを占めてくるわけです。そうすると、新たな財源対策が本当、必要になってくるのかというふうに感じます。というのは、基金もある程度、限度がありますので、やはりそういう財源対策をどのように考えておられるのか、まず1点伺います。

それから2点目ですが、歳出の一般管理費の給料、職員手当、共済費で512万円ほど減額。今、課長の説明ですと人事異動というふうな形での減額ということですが、人事異動についてとやかく言うものではございませんが、組織の形態としまして、これについて

はたぶん、事務長が年度途中から兼務になった関係もあつての減額かと思います。で、私思うには、いわゆる一般の事務とか管理部門じゃなくて、診療所は直接業務を行っている。特に現在、応援医師それから新たな常勤医師も迎えた中で、やはりその核となる事務長は兼務じゃなくて、やはり常勤というか、職員として配置すべきじゃないのか。体制としてやはり今後の在り方についても一番その核となる、そういう職員配置を行うべきじゃないかと思いますので、その２点について伺います。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 私に対するご質問だというふうに思いますので、矢沢議員からいただいたご質問２点について説明いたします。

まず、診療所が入院を休止といいますか、将来に向かっても厳しい環境の中で、その分の収入が当然落ちるわけですし、今おっしゃった金額落ちるわけですし、その財源対策の心配は議員おっしゃるようにございます。非常にあの、診療所の運営といいますか、経営的にはより厳しい環境になるものというふうに理解しております。

従来であれば、国民健康保険朝日診療所ですから、国保、国事会計と（聴き取り不能）会計の相関の中で見ていくということが求められましたが、今までは。今は後期高齢医療保険の被保険者の受診が多いということで、実態は国保朝日診療所というよりも後期高齢朝日診療所のような経営状況に昨今はなっておりました。そういった相関の中で見ておりましたが、今般はそもそも入院を受け入れることができないということはまた、そういった見方とは違った見方が出てこようかと思いますので、非常に、ですが、やはり診療所は日中の外来のみといっても、やっぱりその機能は決してなくしてはいけませんので、さらに常勤医師の確保に努力しておりますが、やはりその機能を維持すべく、皆様のご理解を得ながら努力していかなければならないと思ってます。したがいまして、やはり財政的に運営的には厳しくなりますが、その辺は歳出削減であったり、基金の活用であったり、様々な調整交付金の申請を漏れなくするとか、考えられることの財源対策をして、場合によってはその他の基金、その他といっても財政調整基金が最終的になりますけども、そういった予算編成上のことは具体的には総務企画課長が担当してまいります。あらゆる歳出削減と歳入の確保を図って、なんとしても最低限の日中の外来診療は守りたいというふうに思っておりますので、予算確保につきましてはおっしゃるような厳しい状況ではありますが、是非、今後、ご理解を賜りましてお認めいただきたいなというふうに思っております。

あとそれから２番目の診療所の事務長の件ですが、本当にあの、診療所の事務長の仕事は９番議員おっしゃるように、本当にあの、大切な仕事であります。現在、保健福祉課長は事務長兼務ということで大変負担をかけております。本当にあの、我々の職員であります、本当に、この場で恐縮ですが、非常によくやってくれているなというふうに日々感謝しております。そういった中でこういった状況が常態化するということは職員の健康管理や様々な面からも良くありませんし、診療所の事務長の役割の重さに鑑みた時に、やはり９番議員おっしゃるように、来年度の定期人事異動の中ではなんとかして専任の事務長をそこに居てもらうような人事ができるように、今後、努力していきたいなというふうに思っております。まさに役割の重さにあたった時に、いつまでも兼務というのは好ましくないという理解は私も同感でございます。ありがとうございます。

○議長（佐藤孝義君）　　９番、矢沢明伸君。

これ、予算審議でございますので、あまり外れないような質問をお願いします。

○９番（矢沢明伸君）　　いわゆる、収入減ということがそれだけ大きく波及するということで、こういう質問をさせていただきました。ですからあの、今、町長言われた入院機能の維持、本当にそう言っていただいたことが本当良かったなと思います。それをするためにまず、財源対策というのは本当にその時の対処療法ですので、やはりその辺のところを踏まえながら、今後の診療所の運営というものを是非お願いします。

それから２点目の、いわゆる事務長の、今、兼務、本当によくやっていると、思っています。是非、現場の対応としましては、やはりそこにちゃんとした職員、それから体制としてやはり診療所の運営体制の要になりますので、その辺は十分こう、配慮されて取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤孝義君）　　ほかに質疑ありませんか。

３番、酒井右一君。

○３番（酒井右一君）　　先ほど質問の挙手をしましたが、９番と同じなので取り下げます。

○議長（佐藤孝義君）　　ほかにございませんか。

質疑ありませんか。ほかに。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第第 8 5 号 令和 6 年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 8 5 号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第 8 6 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第 3、議案第 8 6 号 令和 6 年度只見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長兼朝日診療所事務長（吉津瑞穂君） それでは、議案第 8 6 号 令和 6 年度只見町高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正ということで、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 5 0 9 万 8, 0 0 0 円を追加し、総額をそれぞれ 1 億 6, 4 0 9 万 8, 0 0 0 円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、補正後の金額につきましては第 1 表 歳入歳出予算補正に定めてございます。

おめくりいただきまして、1 ページ目が第 1 表 歳入歳出予算補正となります。歳入につきましては後期高齢者医療保険料から諸収入まで、合わせて 5 0 9 万 8, 0 0 0 円の増でございます。

裏面まいりまして 2 ページ目、歳出です。後期高齢者医療広域連合納付金から予備費まで、

合わせて５０９万８，０００円の増でございます。

５ページ目から説明申し上げます。

歳入でございます。後期高齢者医療保険料でございますけれども、特別徴収保険料及び普通徴収の保険料につきまして額確定見込みによりまして補正をさせていただいております。普通徴収保険料につきましては、今後、７５歳に到達する方の分を見込んでの増となっております。

続いて、繰入金。一般会計繰入金でございます。療養給付費の繰入ということで、過年度分でございますけれども、こちら額確定によりまして減額とさせていただきました。

続いて、繰越金でございます。第１号補正ということで前年度の繰越金を計上しています。

諸収入の雑入でございます。こちら過年度収入ということで療養給付費ですけれども、令和５年度の精算による返還がございましたので収入のほうに計上をさせていただいております。

続いて、６ページまいりまして歳出です。

後期高齢者医療広域連合納付金ということで、こちら歳入で説明しましたとおり額の確定の見込によりまして保険料分ということで補正をさせていただいております。

中段の諸支出金の繰出金でございます。こちらは先ほど歳入で説明しましたけれども、過年度分の返還がございましたので一般会計への繰出となっております。

額については予備費で調整をさせていただいております。

説明は以上です。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第 86 号 令和 6 年度只見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 86 号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第 87 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第 4、議案第 87 号 令和 6 年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長兼朝日診療所事務長（吉津瑞穂君） それでは、議案第 87 号 令和 6 年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正ということで、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 37 万 6,000 円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 7 億 9,189 万 4,000 円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、補正後の金額につきましては第 1 表 歳入歳出予算補正に定めてございます。

おめくりいただきまして、1 ページ目、第 1 表 歳入歳出予算補正でございます。歳入につきましては繰入金ということで 37 万 6,000 円の増でございます。

続いて、2 ページ目にまいりまして歳出です。総務費から予備費まで、合わせて 37 万 6,000 円の増となっております。

5 ページ目から説明申し上げます。歳入です。

繰入金、一般会計繰入金ということで、事務費分を繰入れて増額してございます。これは給与改定による増額分ということで一般会計のほうから特別事業会計のほうに繰入れている

ものでございます。

続いて、6 ページまいりまして歳出です。

総務費、介護認定審査会費の認定調査等費でございます。こちら報酬、職員手当につきましては先ほど給与改定によりまして事務費で繰入れた分をこちらで給与改定分として増額で補正をさせていただいております。

続きまして、保険給付費でございますけれども、介護サービス等諸費から、その下、介護予防サービス等諸費等につきましては、実績に基づきまして今後の年間の見込を算定したところ不足が見込まれる分につきましては増、これ以上の支出はないだろうと見込まれる分につきましては減ということで補正をさせていただいております。

7 ページまいりまして、地域支援事業の包括的支援事業分でございます。こちらにつきましては給与改定に伴う補正となっております。

下段の諸支出金の償還金でございますけれども、こちらは地域支援事業、令和5年度分の実績に基づきまして返還が生じましたので計上をさせていただいております。

8 ページまいりまして予備費でございます。額のほうは予備費で調整をさせていただきました。

9 ページ以降につきましては給与明細となっておりますのでご確認いただければと思います。

説明については以上です。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第 87 号 令和 6 年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 87 号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第 88 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 続いて、日程第 5、議案第 88 号 令和 6 年度只見町介護老人保健施設特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長兼朝日診療所事務長（吉津瑞穂君） それでは、議案第 88 号 令和 6 年度只見町介護老人保健施設特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正ということで、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 3 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 3 億 1,903 万 5,000 円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、補正後の金額につきましては第 1 表 歳入歳出予算補正に定めてございます。

おめくりいただきまして、1 ページ目、第 1 表 歳入歳出予算補正でございます。歳入ということで繰入金。第 1 号の補正ということで繰越金を計上をさせていただいております。

2 ページ目にまいりまして歳出です。総務費及び予備費において 3 万 5,000 円の補正となっております。

5 ページ目から説明をさせていただきます。

歳入につきましては繰越金ということで前年度繰越金の補正でございます。

続いて、6 ページ目、歳出でございますけれども、総務費、施設管理費の一般管理費ですが、給料から共済費につきましては給与改定による補正となっております。

予備費で額を調整をさせていただいております。

7 ページからは給与費明細となっておりますのでご覧いただければと思います。

説明は以上です。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第 88 号 令和 6 年度只見町介護老人保健施設特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 88 号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第 89 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第 6、議案第 89 号 令和 6 年度只見町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 議案第 89 号 令和 6 年度只見町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）であります。

1 ページでございます。

第1条でありますけれども、補正予算（第1号）は、次に定めるところによるということで、第2条 収益的収入及び支出の補正、第3条 資本的収入及び支出の補正については、明細書で説明、詳細を説明したいと思います。

2 ページになります。

企業債。第4条でございますけれども、予算書第5条中の表中の起債の限度額を次のように改めるということで、750万円、過疎対策事業、水道事業、同額750万円の減額補正でございます。こちらのほう、詳細説明は後程したいと思います。

第5条でございますけれども、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改めるということで、職員給与費でございますけれども、給与改定に伴う25万6,000円の補正でございます。

第6条でございますけれども、予算第9条中の7,962万8,000円を7,988万4,000円に改めるものでございます。

ページおめくりいただきまして、3ページは給与明細書になってございますのでご覧いただきたいと思います。3ページ・4ページでございます。

5 ページが明細書になってございます。

収入であります。簡易水道事業収益、他会計補助金でありますけれども25万6,000円を補正するものでございます。これは給与改定に伴うものでございます。その下になりますけれども、消費税及び地方税還付金、4目でございます。こちらのほう、消費税の還付金ということで570万8,000円の補正でございます。こちらのほう、公益企業に4月から移行したことに伴いまして会計士に詳細を見ていただいたところ、修正、公正、消費税の公正申告ということで還付金が戻ってまいったものでございます。

下段、支出になりますけれども、簡易水道事業費用、節の1 給料から6の法定福利費引当金繰入額につきまして、給与改定に伴う増額補正をお願いするものでございます。

6 ページ、資本的収入及び支出でございます。

収入であります。1款、簡易水道事業資本的収入でございます。項の1、企業債でありますけれども、こちらのほう、2項の補助金で、国庫補助金ですけれども、こちらのほう減額になりまして、その分、1項の企業債のほうもそれに見合いまして事業の公債費で充てる分についての減額の1,500万。そして、補助金の減額分984万1,000円の減額にな

っております。その下段、4項の補償費でございますけれども、こちらのほうは緊急補償工事、入叶津に伴う、289号線工事に伴うものでございまして、60万円につきましては仮設水道分。そして、その下段の補償工事設計委託費用補償金909万1,000円につきましては、設計に係るものの補償でございます。入叶津の国道改良に伴うものでございます。

支出でございます。簡易水道事業資本的支出で、節の4、委託料でございますけれども、補償工事設計委託料ということで909万2,000円の計上をお願いするものであります。5節の工事請負費につきましては補助金減額に伴いまして工事を行いませんで、舗装本復旧工事につきましては減額させていただきまして、これにつきましては次年度以降の工事とさせていただきますものでございます。

説明は以上です。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第89号 令和6年度只見町簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第 90 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 続いて、日程第 7、議案第 90 号 令和 6 年度只見町農業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 議案第 90 号 令和 6 年度只見町農業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）でございます。

第 1 条といたしまして、補正予算（第 2 号）につきましては、次に定めるところによります。

第 2 条 収益的収入及び支出の補正につきましては明細書のほうで説明をさせていただきますと思います。

第 3 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のように定めるということで、職員給与費 33 万 9,000 円の補正でございます。

第 4 条 予算第 9 条中、1 億 7,154 万 3,000 円を 1 億 7,188 万 2,000 円に改めるものでございます。

ページをおめくりいただきまして、2 ページ、給与明細費でございます。ご覧いただきたいと思います。

4 ページ、明細書でございます。収益的収入及び支出であります。

収入。農業集落排水事業収益。1 節、他会計補助金 33 万 9,000 円でございますけれども、給与改定に伴う補正でございます。こちらのほう、不明水処理につきましてはルールに基づきまして 10 パーセントの繰入になってございます。その目の 6、消費税及び地方消費税還付金でございます。補正額 759 万 2,000 円につきましては簡易水道のほうと同様に公会計に伴いまして会計士に精査いただいたところでの還付金でございます。

支出でございます。農業集落排水事業費用であります。節の 1 から 6 まで、給料から法定福利費引当金繰入額まで、給与改定に伴う補正でございます。

説明は以上です。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番、菅家忠君。

○4 番（菅家 忠君） すみません。事業会計、まだ慣れていないものなので質問させていただきます。

4 ページ、最終のページでございます。収入の箇所の備考のところでございます。令和 5 年度分の消費税還付金と平成 30 年度消費税還付金とございまして、まず、事業会計になってから、なった経過があつて消費税の還付が発生するようになったのかという、特別会計と事業会計の性質の違いで消費税が還付になるのかという点が 1 点と、平成 30 年、令和 4 年・3 年・2 年だとか、その辺りのものが記載がなかったものなので、その辺りのご説明をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 丁寧な説明がちょっと不足しておりましたので申し訳ございません。

公会計になったから還付が増えたということではございません。公会計に移行しまして、会計士のほうに会計内容を精査していただきました。それに伴いまして、還付金が生ずるということで公正、申告の公正をすることになりました。それで、今、5 年度と 30 年度でございますけれども、その間の 4・3・2・元年、こちらのほうも現在、精査をしていただいておりますので、こちらのほうも修正、公正する見込みで考えてございます。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第 90 号 令和 6 年度只見町農業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）は、原案のと

おり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 9 0 号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（佐藤孝義君） ここでお諮りします。

町長より、議案第 9 1 号 財産の取得についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 1 とし、以下、日程を繰り下げて審議したいと思います
が、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 9 1 号を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定いたし
ました。

追加議案及び資料を配付させます。

〔追加議案及び資料 配付〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第 9 1 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） それでは、追加日程第 1、議案第 9 1 号 財産の取得についてを議題
とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 説明の前に資料の配付の許可をいただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 許可します。配付してください。

〔資料配付〕

○議長（佐藤孝義君） 説明願います。

○教育次長（吉津なおみ君） 議案第91号 財産の取得についてご説明申し上げます。

次のとおり財産を取得するものです。

1、名称、種類、数量。かき上げ式食器食缶洗浄機、1台。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、1,276万円。4、契約の相手方、福島県郡山市大槻町字柏山35番地5、タニコー株式会社 郡山営業所、所長、石坂一也。

本議案につきましては、議会の11月会議におきまして内容等説明させていただきまして予算の議決をいただいております。

資料のほうをご覧いただきたいと思います。

議案第91号資料でございますが、入札結果報告書になってございます。入札は令和6年12月11日に実施をいたしました。

入札物品につきましては、学校給食センター かき上げ式食器食缶洗浄機1台となります。

入札参加者につきましては、業務用厨房機器を取り扱っている業者で、入札参加願が出されている6者を指名いたしました。そのうち3者が応札をいただきまして、最低入札額が消費税込み1,276万円ということで、先ほどの契約の相手方が落札ということになりました。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第91号 財産の取得については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第8、選挙第5号 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを議題とします。

お諮りいたします。

この選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名は議長が行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には、吉津秀一さん、目黒芳美さん、渡部純子さん、五十嵐利明さんを指名いたします。

お諮りします。

ただ今、指名いたしました方を選挙管理委員の当選者と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 異議なしと認めます。

よって、ただ今指名しました、吉津秀一さん、目黒芳美さん、渡部純子さん、五十嵐利明

さんの4名が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、目黒長一さん、渡部淑代さん、横山加津也さん、鈴木幸子さんを指名いたします。

お諮りします。

ただ今指名いたしました方を選挙管理委員補充員の当選者と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました、目黒長一さん、渡部淑代さん、横山加津也さん、鈴木幸子さんの4名が選挙管理委員の補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。

補充の順序は、ただ今指名いたしました順序にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

したがって、補充員の順序はただ今指名しました順序に決定いたしました。

それでは、ただ今決定された選挙管理委員の名簿を配付いたします。

〔名簿配付〕

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎ 12月会議以降における正・副議長、議員の公務出張等について

○議長（佐藤孝義君） 続いて、12月会議以降における正・副議長、議員の公務出張等についてお諮りいたします。

12月会議以降の活動及び各種行事、会議等への出席など、議会の公務出張の必要のある場合には、その都度、議長の承認・指名により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、本件はそうように決定いたしました。



◎町長あいさつ

○議長（佐藤孝義君）　ここで、町長より、発言の申出がありましたので、これを許いたします。

町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君）　ただ今、議長より発言の許可をいただきましたので、令和6年只見町議会12月会議が散会されるにあたり一言ご挨拶申し上げます。

今月17日から本日20日までの4日間にわたり慎重審議を賜りまして誠にありがとうございました。

前日の16日は、私の2期目の登庁日でありまして、その翌日からの12月会議の開催となったわけでございます。

したがいまして、初日には私の2期目にあたっての所信表明をさせていただいたところでございます。

12月会議ではありますが、今後4年間の考え方、少しだけ話させてください。

改めまして、本当にあの、医療や介護、本当にあの、町民の方々、関係者の方々が非常に不安に思っている、心配だと、どうなってしまうんだろうという声を、この議会を通じて議員の皆様から改めてお伝えいただきました。

またあの、産業の振興、担い手不足、様々な事業が継続できるのかということにつきましても同様のご質問をいただいております。

また、子どもたちの健全な成長、健やかな成長を育むための環境づくりをどうやっていくか。

また、町民生活の、本当に日常の生活に不安、交通の問題であったり、聴こえの問題であったり、身体的な、様々な、高齢からくるハンディキャップについて、どういった支援をしていったらいいだろうかという様々な、本当に多方面にわたりまして一般質問をいただきまして誠にありがとうございました。

改めまして、今、本当に、白か黒かと、これ、ある住宅メーカーのコマーシャルにありますけど、白か黒かでなくて、やはり様々な相関、関係性の中で考えていかなければならない時代に、よりなってきたなというふうに日々、痛感しております。どうしても、右か左か、

白か黒かで決めたほうが、話としてはわかりやすいですし、非常にこう、容易にも受け取られますが、そうすることによって、その中間にある、その相関にある様々な課題を見落としてしまう心配があるなということを、この職にさせていただいてから日々感じております。なので、やはりその、三角関係という、表現が適切かどうかだったか、わかりませんが、場合によっては四角か五角かわかりませんが、そういった様々な要素、関係性を、こういった議会の場で顕在化、テーブルに上げていただいて、議論をさせていただくということがとっても大事だなと思っております。

もとより、担当常任委員会、様々な本会議に町長として最善のものを、職員と共に力を合わせて提案させていただくわけではございますが、それが独善になってはいけないと思っております。なので、そういった意味から、議員の方、お一人お一人のご提案やご意見がとっても大事だと思っております。その時の長としての態度はわかりやすく言えば、聞く耳を持っているか。いや、自分の案が最善だから、これをなんとかして押し通そうという、その考え方をどちらをとるかが町の方向性の分かれ道になるなというふうに私は思っておりますので、勿論、最初から、どうしたらいいですかという、伺うような態度の提案はするつもりは毛頭ございませんが、職員とともに町民の声や、様々な関係者の方々の声に耳を傾けて提案する。そのうえで議員の皆様から、それに対して修正案であったり、さらにそれより、より良いご提案がいただければ、なるほど、そうだよなということになれば、恥ずかしながら、そういった案を採用していただくという態度にこそ、只見町の未来はあるものというふうに私は思っております。

どうか、本当にあの、これからは、4年間は、どれを選択するにあたって、諸手を挙げて喜んでもらえる選択も、もしかするとあるかもしれませんが、そういう選択をどうしてするんだとか、そういう選択を本当にしなくちゃいけないのかということを私だけではなくて、議会議員の議決された皆様にも、その矛先といいますか、ご意見が向くことがあるかもしれません。

しかしながら、町民の皆様、特にこれから若い世代が、只見町に住み続けたい。もしくは帰ってきたい。また、町外、Iターンで只見に行きたいと。魅力的な町になっていくためには、一つ一つの選択の連続だというふうに思っております。

そういった中では議会議員の皆様のお一人お一人のご提案、ご意見が本当に大事だと心から思っておりますので、私としては職員としっかりした案を提案させていただきますが、聞

く耳はしっかり持つておるつもりでございますので、そういった中でともに力を合わせて今後４年間、より良い只見町、地域づくりをさせていただきたいと思いますので、この場をお借りして改めて心からお願い申し上げます。

また、令和６年は本当に、元日の能登半島の地震から、翌日の羽田空港での飛行機の事故、本当に今年はどうなってしまうんだろう、本当に先が暗い思いで年が明けたわけですが、本当に只見町では幸いありませんでしたが、他の地域では本当にあの、線状降水帯、地震、様々な本当に、日々の生活に今もって困難な想いで生活される方が多くいらっしゃいます。そういった中で、能登半島の震災にあたっては、本当にあの、町民の方でボランティアに何回も行っていただいた方々がおられます。私としては申し訳ありませんが、行っておりませんが、そういった方々が只見町からも、また近隣からも多くの方々が能登半島はじめ、そういったボランティア活動をされているということも改めて噛みしめさせていただいて、そういった方々に感謝したいなというふうに思っております。

どうかあの、来年は穏やかな年であることを皆さんと共に祈り申し上げたいというふうに思っております。

そしてあの、今年がまもなく、まだまだありますが、まもなく暮れようとするわけですが、どうか、今年の雪は心配でございますが、正直、ある程度の雪も降ってもらわないと、只見らしさになりませんので、ある程度、災害が出ない程度の雪があって、雪まつりも盛大にできて、そういった町民生活が穏やかであることをともに祈念したいというふうに思います。

議員の皆様におかれましては、これから益々、寒くなってまいります、どうかご自愛いただきまして、ご健勝で輝かしい新年をお迎えいただきたいと思います。

本当にあの、１２月会議にあたっての挨拶が少し長くなって恐縮でございますが、そういった私の思いを話させていただきまして、また、１２月会議の慎重なご審議を賜ったことに心から感謝申し上げます。挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議長あいさつ

○議長（佐藤孝義君） 議長からも一言、御礼の挨拶を申し上げます。

今回の１２月議会は、通算４日間の日程ではありましたが、議員各位のご協力により日程どおり全て終了することができました。

当局におかれましては、一般質問等で出されました意見あるいは提言に特に留意され、町政進展のため今後とも努力されますことをお願いいたします。

議員各位におかれましては、年末年始を間近に控え、何かとご多様であります、健康には十分注意されご活躍いただきますことをお願い申し上げ挨拶いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（佐藤孝義君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦勞様でした。

（午前１１時０２分）